

富山荘虐待防止の指針

(虐待防止の基本的考え方)

第1条 介護老人保健法の運営基準第38条に規定されている、高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊厳に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い為、虐待防止に必要な体制の整備を行うと共に、対策等を講ずるべき措置に関すること。

(2) 虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、実効性を高め利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待の防止に関する措置を講ずるものとする。

(委員会・組織について)

第2条 特別養護老人ホーム富山荘は、当該施設における利用者様の人権及び虐待防止等の対策を検討するため「富山荘虐待防止委員会」を設置する。

(2) 委員会は次の職種をもって構成する。

- 1、委員長は施設長を充て、会務を統括する。
- 2、副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長不在時はその職務を代理する。
- 3、第三者委員に必要な意見を聴取する。
- 4、防止を推進として介護支援専門員を充てる。
- 5、委員は次の業務担当者をもって充てる

※委員会メンバーについては別紙1を参照。

(会議)

第3条 全委員による全体会議および各事業所または関係業務の委員による個別会議とし、個別会議の委員には特別養護老人ホーム富山荘虐待防止委員会の構成員およびその他の職員を充てる。

- 2 全体会議もしくは個別会議は3カ月に1回程度開催する。

(研修について)

第4条 虐待に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると共に、富山荘における指針に基づき虐待防止の徹底を行うものとする。

- 2 職員研修を年2回以上実施する。
- 3 職員が新しく入社した場合は、虐待の基礎研修を実施する。

(虐待発生時の対応について)

第5条 利用者本人の尊厳の保持、人格の尊重に深刻な影響を及ぼすような虐待を受けたと思われる利用者を職員が発見した場合は、利用者の虐待が継続的に行われないように、速や

かに委員会で会議を行い、対策を検討して実施する。

(虐待発生時の相談、報告体制について)

第6条 利用者本人の尊厳の保持、人格の尊重に深刻な影響を及ぼすような虐待を受けたと思われる利用者を職員が発見した場合や、利用者本人や利用者のご家族から虐待を受けたと思われる相談や苦情を受けた職員は、速やかに委員長又は、虐待防止委員会に報告を行うこと。また、報告内容によっては委員長・職員の判断で、行政に報告する。

(成年後見人制度の利用支援について)

第7条 利用者本人が、家族から虐待を受けたと思われる状況を確認した場合、速やかに事実確認を行う。内容を確認の上、必要であれば利用者の成年後見人制度の説明をする。本人の判断能力の有無に関わらず、地域包括支援センターに相談の上、対応方法を検討する。

(虐待等に関わる苦情解決方法について)

第8条 利用者本人や利用者のご家族から、虐待を受けたと思われる相談や苦情を受けた場合は、苦情解決責任者である委員長に報告を行うこと。委員長は施設内で速やかに会議を行い、対応方法について利用者本人又はご家族に説明する。説明した対応方法について、利用者本人や利用者のご家族が納得されない場合は、入所時に説明している下記の行政機関へ相談できることを再度説明する。

《行政機関その他苦情解決方法について》

※岡山市事業者指導課	岡山市北区大供 3-1-18	TEL:086-212-1014
	KSB 会館 4 階	
※岡山市介護保険課	岡山市北区鹿田町 1-1-1	TEL:086-803-1240
※国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17-5	TEL:086-223-8811
※岡山県社会福祉協議会	岡山市北区南方 2-13-1	TEL:086-226-9400
運営適正化委員会		

(虐待に関する指針の閲覧について)

第9条 職員に利用者本人の尊厳の保持、人格を尊重する介護サービスを提供できるよう虐待や接遇について、外部研修等を利用して学んで頂く機会を増やして、虐待を予防できるように努める。

(関係者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じて委員会に第三者委員の出席を求め、助言または意見を聴取することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、理事長が別に定める。

(記録の保存)

第12条 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、整備及び運営に関する基準等を定める、
条例第 43 条第 2 項に規定する、委員会の審議内容記録は、完結の日から 5 年間保存とする。

(附則)

- 1 令和 3 年 4 月 1 日 介護保険法改正により、第 4 条から第 13 条までを追加変更する
- 2 令和 4 年 職員人事異動につき一部改訂する
- 3 令和 6 年 4 月 1 日 第 2 条 (2) の 5 の委員を別紙 1 へ記載および 10 条～13 条を繰り上げで 9 条～12 条へ変更。